

クロルタルジメチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年3月5日～令和7年4月3日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】</p> <p>p.13表2及びp.30食品健康影響評価について、表2の泌乳牛代謝試験結果を見ると、ストックホルム条約規制対象のペンタクロロベンゼン・ヘキサクロロベンゼンほどではなくとも、クロルタルジメチルが検出下限未満ではなく常に脂肪で検出され、脂肪への明確な残留性（蓄積性）が認められる。これについて、p.30食品健康影響評価では述べられていない。脂肪への蓄積が慢性毒性を誘発する可能性があるため、どこかで述べたほうがよい。</p> <p>p.16表5及びp.30食品健康影響評価について、表5を見ると、試験項目・投与用量によらず、常に雌の総回収率が雄より低くなっている。これについても、p.30で性差について述べられていない。偶然なのか、性差があつて雌の脂肪組織などに蓄積しているのか、どこかで述べたほうがよい。</p> <p>評価書21ページ表9-2比較甲状腺試験の概要について、表9-2は、米国で2024年8月、約40年ぶりに、クロルタルジメチルを連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法の全登録を緊急停止したときの根拠資料か。ニュージーランドでも、米国の緊急措置を受けて、クロルタルジメチルの使</p>	<p>【回答1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロルタルジメチルは、海外で使用されている農薬であり、ポジティブリスト制度（平成18年度施行）において暫定基準が設定されていますが、国内での食用作物に対する農薬登録がなされていないため、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成18年6月29日食品安全委員会決定）」及び「農薬専門調査会における評価書評価の考え方（平成24年10月26日農薬専門調査会決定）」に基づき、環境省及び海外の評価機関〔米国（EPA）〕の作成した評価書等を用いて、評価を実施しました。 ・上記の「農薬専門調査会における評価書評価の考え方（平成24年10月26日農薬専門調査会決定）」に基づき、本評価書では、海外評価機関等で評価に用いられた試験結果及び許容一日摂取量（ADI）等の設定に係る評価結果を整理、検討することを中心とし、各試験結果の評価書への記載を必要に応じて省略又はまとめて記載しています。 ・なお、御指摘の脂肪への蓄積と毒性の関連については、様々な毒性試験が実施されている実験動物であるラットを用いて実施された動物体内動態試験の結果とし

<p>用を止めるよう警告を発出している。本評価書はこうした動きに追従出来ていないのではないか。要約（8ページ）や食品健康影響評価（30ページ）を見ても触れられていない。米国等の動きに一定の見解を述べる必要がある。</p>	<p>て、クロルタールジメチルは、「体内では脂肪、卵巣、副腎等に多く分布が認められた。」「組織分布において、反復経口投与した場合の組織中の T_{max} における残留放射能濃度は単回経口投与時と比較して約 1.5~2 倍程度であったことから、クロルタールジメチルには蓄積性はないことが示唆された。」と記載しています。また、性差については、「残留放射能の分布に性差及び用量による差は認められなかった」と記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。
<p>【意見 2】</p> <p>意見者は法学部法律学科/MBA 卒で人材管理上法的管理権限を有する人材である。大学で国際関係講義実施歴有り。</p> <p>また、本内容は、特定機密保護法に基づく特定機密が記載されている。</p> <p>法的結論：「法的審議不十分」「審議結果見直しを求める」</p> <p>法的理由：「有機塩素系の除草剤である「クロルタールジメチル」（CAS No. 1861-32-1）について、環境省及び海外の評価機関 [米国 (EPA)] の作成した評価書等を用いて食品健康影響評価を実施した」(要約) ところ、リスク評価については「これらの評価結果を総合的に検討した結果、ARfD を設定する必要がないと判断した。」「ばく露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする」と記述するに留まり、人体に対する影響リスク評価・健康安全性について法的検証結果及び審議結果が公文書上明確に記載されていない。</p> <p>一方、「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4)」について食品健康影響評価を彼我比較検証のために拝見すると、要約には「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B500274)」の種子から搾油・精製された油については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」と明確に人体への影響</p>	<p>【回答 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本剤は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたことから、同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価を実施しています。 ・また、農薬については、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、リスク管理機関である農林水産省及び消費者庁が、農薬取締法等に基づき使用基準及び残留基準を設定しています。 ・本剤について、食品安全委員会は、今回設定した ADI に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。なお、ばく露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準見直しを行う際に消費者庁から報告され、確認することとしています。

<p>及び健康被害リスクがないことが公文書上根拠とともに明示されている。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pcl_idensi_canola_NS-B50027-4_070312.data/pcl_idensi_canola_NS-B50027-4_070312.pdf</p> <p>また、外務省設置法上、日本は「法の支配」「人間安全保障」「和食の世界文化遺産」と掲げる。</p> <p>日本列島における「有機塩素系の除草剤である「クロルタルジメチル」(CAS No. 1861-32-1) 使用の安全性」に関しては、「人間の人体への影響性・健康安全性」の公的審議については公文書記載上不十分・審議不十分と法的に評価する。</p> <p>上記意見は法的検証結果及び審議不十分である飼料、飼料添加物、飲料、農薬、食品安全性に関する公文書に対して法律上すべて類推適用または法的に準用するものとする。</p>	
<p>【意見3】</p> <p>突然、内閣府食品安全委員会事務局評価第一課農薬評価室内</p> <p>「クロルタルジメチルの食品健康影響評価」意見募集担当様へ</p> <p>クロルタルジメチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集についてのメールを拝送することを御許してください。</p> <p>クロルタルジメチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）を拝見して思ったことは、地域商品券を発行して、クロルタルジメチルや他の除草剤、農薬、成長ホルモン剤、成長促進剤、遺伝子組み換え、遺伝子操作、重イオンビーム、防カビ剤、その他の人が食べ物を食べる時に体内に入るものを、実験用マウス、サル、線虫と実験に協力する人の平均寿命が終わるまで、食べ続けて、平均寿命前に健康を悪くした食べ物の育てて、販売、輸出入を禁止して実験が終わるまで健康を悪くしない食べ物を自給自足できるように支援してほしい</p>	<p>【回答3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・農薬の使用に関する御意見は、リスク管理に関係するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。

い。以上お忙しい中最後までご高覧下さり ありがとうございます。	
------------------------------------	--

※原則、頂いたものをそのまま掲載しています。